

推 薦 書

令和 年 月 日

盛岡市消防団長 様

第 分団長

※氏名は自署してください。

次の者は、盛岡市消防団に入団を希望している者であり、盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和42年条例第7号）第3条の各号に掲げる資格を有し、かつ、同条例第4条の各号に掲げる失格条項に該当しない者と認められるので、盛岡市消防団員に推薦します。

記

入団希望者住所、氏名等

住 所

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

盛岡市非常勤消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和42年条例第7号）抜粋

（任用）

第3条 消防団員の任用は、次に掲げる資格を有する者のうちからしなければならない。

- (1) 市の区域内に住所を有し、又は勤務していること。
- (2) 年齢18歳以上であること。
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健であること。

（失格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者